



許可番号第00130033082号

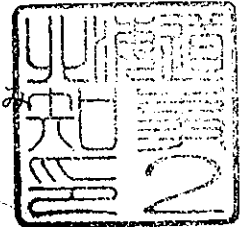
産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道雨竜郡北竜町字和19番地の7

氏名 株式会社 藤岡建設
代表取締役 藤岡 靖士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成27年9月21日

許可の有効年月日 平成32年9月20日

1. 事業の範囲

埋立（がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ゴムくず（おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種別 安定型最終処分場
設置場所 雨竜郡北竜町字三谷133番地10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18
設置年月日 平成7年8月30日
処理能力 9, 760平方メートル、57, 901立方メートル
許可年月日 平成7年6月28日
許可番号 環整第15-46号

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年9月21日許可の更新
平成17年9月21日許可の更新
平成22年9月21日許可の更新
平成27年9月21日許可の更新
平成29年10月1日施行令改正（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無



産業廃棄物処理施設設置許可証

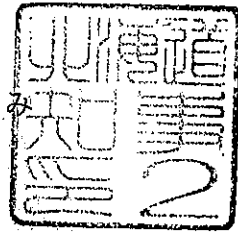
平成7年6月28日

住所 北海道雨竜郡北竜町字和19番地の7

氏名 株式会社 藤岡建設
代表取締役 藤岡 靖士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成7年6月28日	許可番号	環整第15-46号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	<p>施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場）</p> <p>がれき類、廃プラスチック類（おおむね15センチメートル以下のものに限る。）ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着又は混入しているもの。以下同じ。））であるものを除く。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず（おおむね15センチメートル以下のものに限る。）。</p> <p>以下余白。</p>		
設置場所	北海道雨竜郡北竜町字三谷133番10、11、12、13、14、15、16、17、18		
処理能力	面積 9,760m ² 、容量 57,901m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当総合振興局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 		



許可番号第00130033082号

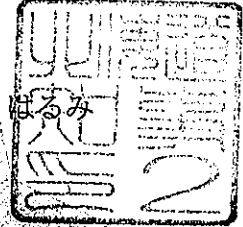
産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道雨竜郡北竜町字和19番地の7

氏名 株式会社 藤岡建設
代表取締役 藤岡 靖士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成27年9月21日

許可の有効年月日 平成32年9月20日

1. 事業の範囲

埋立 (廃プラスチック類(おおむね15センチメートル以下のものに限る。ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))及び廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。))であるものを除く。)、ゴムくず(おおむね15センチメートル以下のものに限る。))、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。))、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃プラスチック管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。))、がれき類)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型最終処分場
設置場所 雨竜郡北竜町字三谷133番地10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18
設置年月日 平成7年8月30日
処理能力 9, 760m³、57, 901m³
許可年月日 平成7年6月28日
許可番号 環整第15-46号

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年9月21日 許可の更新
平成17年9月21日 許可の更新
平成22年9月21日 許可の更新
平成27年9月21日 許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存 (無)

(空知総合振興局)